平２９長寿社会第１０２８号
平成30年（2018年）４月２日

関係機関の長　様

山口県健康福祉部長寿社会課長

山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領の一部改正について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、主任介護支援専門員更新研修を適正に実施するため、「山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領」の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

（添付書類）
山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領（平成30年４月２日改正）

地域包括ケア推進班
担　当：濵本
電　話：083－933－2788
ＦＡＸ：083－933－2809

山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領

平成２８年３月１日施行
平成２９年３月２７日改正
平成３０年４月２日改正

第１　通則

「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成２７年２月１２日付老発０２１２第１号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施する主任介護支援専門員更新研修については、この要領に定めるところにより取り扱う。

第２　主任介護支援専門員更新研修対象者

（１）対象者は、主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間が概ね２年以内に満了する者であり、かつ次の各号のいずれかを満たす者とする。

①　主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去５年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者

②　知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者

③　主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去５年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者

④　日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

（２）研修実施機関は、研修受講申込者が（１）各号のいずれかを満たしていることを確認するため、研修受講申込者に証明書等の提出を求めるものとする。

第３　第２（１）②に定める研修

（１）当該研修を実施しようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の15日前までに、別記様式１により、研修実施に係る事項を知事に届け出なければならない。

（２）第２（１）②に定める研修とは、次の各号のすべてを満たす研修である。

①　実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を含む）、市町村及び都道府県であること

②　内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内

容に準じたものであること

③　時間数は、５時間以上であること（原則、研修課程は１日間で修了すること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない）

④　対象者は、主に主任介護支援専門員であること

⑤　最少募集定員数は、10名以上であること

⑥　実施機関は、研修修了者に修了証明書を発行するとともに、修了者名簿を５年間保管し、また、修了者から修了証明書の再発行を求められた場合はこれに応じること

（３）当該研修を実施した者は、実施後すみやかに、別記様式２により、研修実施実績に係る事項を知事に報告しなければならない。

（別記様式１）

介護支援専門員研修実施（変更）届出書

平成　　年　　月　　日

山口県知事　様

届出者
（郵便番号）〒
（所 在 地）
（実施機関名）
（代表者氏名）　　㊞
（電　　話）

下記のとおり介護支援専門員研修を実施（変更）しますので、山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領第３（１）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

研修名称	
日　程	平成　　年　　月　　日（　）
申込期間	平成　　年　　月　　日（　）～平成　　年　　月　　日（　）
内　容	
時間数	時間
対象者	
定員数	
研修に関する問い合せ先	（所属） （氏名） （電話）
備　考	

添付資料　上記研修内容が確認できる研修開催要綱または企画書等
　　複数日にわたり研修を開催する場合は、その理由書（任意様式）

備　　考　届出事項に変更が生じた場合は、速やかに、変更届出書を提出すること。
　　研修修了者に修了証明書を発行するとともに、修了者名簿を５年間保管し、また、修了者から修了証明書の再発行を求められた場合はこれに応じること。
　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４とする。

（別記様式２）

介護支援専門員研修実施実績報告

平成　　年　　月　　日

山口県知事　様

届出者
（郵便番号）〒
（所 在 地）
（実施機関名）
（代表者氏名）　　㊞
（電　　話）

下記のとおり介護支援専門員研修を実施しましたので、山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領第３（３）の規定により関係書類を添えて報告します。

記

研修名称	
実 施 日	平成　　年　　月　　日（　）
実施場所	
内　容	（テーマ）
	（内　容）
担当講師	
受講者数	人
修了者数（修了証明書発行数）	人
研修に関する問い合せ先	（所属） （担当） （電話）
備　考	

備　　考　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４とする。

新旧対照表（山口県主任介護支援専門員更研修実施取扱要領）

新	旧
山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領 平成２８年３月１日施行 平成２９年３月２７日改正 平成３０年４月２日改正	山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領 平成２８年３月１日施行 平成２９年３月２７日改正
第１　通則 「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成27年２月１２日付老発０２１２第１号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施する主任介護支援専門員更新研修については、この要領に定めるところにより取り扱う。	第１　通則 「介護支援専門員資質向上事業の実施についての一部改正について（平成２７年２月１２日付老発０２１２第１号厚生労働省老健局長通知）」に基づく「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施する主任介護支援専門員更新研修については、この要領に定めるところにより取り扱う。
第２　主任介護支援専門員更新研修対象者 （１）対象者は、主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間が概ね２年以内に満了する者であり、かつ次の各号のいずれかを満たす者とする。 ①　主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去５年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者 ②　知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者 ③　主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去５年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者 ④　日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー （２）研修実施機関は、研修受講申込者が（１）各号のいずれかを満たしていることを確認するため、研修受講申込者に証明書等の提出を求めるものとする。	第２　主任介護支援専門員更新研修対象者 （１）対象者は、主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間が概ね２年以内に満了する者であり、かつ次の各号のいずれかを満たす者とする。 ①　主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去５年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（都道府県）介護支援専門員協会（地域協会を除く）が開催する介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ②　知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に毎年度４回（他都道府県で開催される研修は４回のうち２回まで）以上参加した者 ③　主任介護支援専門員の資格を有する期間内（過去５年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者 ④　日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー （２）研修実施機関は、研修受講申込者が（１）各号のいずれかを満たしていることを確認するため、研修受講申込者に証明書等の提出を求めるものとする。
第３　第２（１）②に定める研修 （１）当該研修を実施しようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の15日前までに、別記様式１により、研修実施に係る事項を知事に届け出なければならない。	第３　第２（１）②に定める研修 （１）当該研修を実施しようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の15日前までに、別記様式により、研修実施に係る事項を知事に届け出なければならない。

新	旧
（２）第２（１）②に定める研修とは、次の各号のすべてを満たす研修である。 ①　実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会（地域協会を含む）、市町村及び都道府県であること ②　内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること ③　時間数は、５時間以上であること（原則、研修課程は１日間で修了すること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない） ④　対象者は、主に主任介護支援専門員であること ⑤　最少募集定員数は、10名以上であること ⑥　実施機関は、研修修了者に修了証明書を発行するとともに、修了者名簿を５年間保管し、また、修了者から修了証明書の再発行を求められた場合はこれに応じること （３）当該研修を実施した者は、実施後すみやかに、別記様式２により、研修実施実績報告に係る事項を知事に届け出なければならない。	（２）第２（１）②に定める研修とは、次の各号のすべてを満たす研修である。 ①　実施機関は、地域包括支援センター、日本（都道府県）介護支援専門員協会（地域協会を含む）、市町村及び都道府県であること ②　内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること ③　時間数は、５時間以上であること（原則、研修課程は１日間で修了すること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない） ④　対象者は、主に主任介護支援専門員であること ⑤　最少募集定員数は、10名以上であること ⑥　実施機関は、研修修了者に修了証明書を発行するとともに、修了者名簿を５年間保管し、また、修了者から修了証明書の再発行を求められた場合はこれに応じること

新	旧
（別記様式１）略	（別記様式）略
（別記様式２） 介護支援専門員研修実施実績報告 平成　　年　　月　　日 山口県知事　様 届出者 （郵便番号）〒 （所在地） （実施機関名） （代表者氏名）　　㊞ （電　　話） 下記のとおり介護支援専門員研修を実施しましたので、山口県主任介護支援専門員更新研修実施取扱要領第３（３）の規定により関係書類を添えて報告します。 記	（新設）

研修名称	
実施日	平成　　年　　月　　日（　）
実施場所	
内容	（テーマ）
	（内　容）
担当講師	
受講者数	人
修了者数（修了証明書発行数）	人
研修に関する問い合せ先	（所属） （担当） （電話）
備考	

備　　考　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４とする。